

## 様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

### 森林法第5条第1項の規定によりたてられた 地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

単位 ha

区 分		変 更 前 森 林 面 積	変 更 後 森 林 面 積	備 考
総 数		1 0 2, 5 2 2 ha	<u>1 0 2, 5 2 4 ha</u>	
市 町 村 別 内 訳	大 船 渡 市	2 4, 6 5 2	2 4, 6 5 2	
	陸 前 高 田 市	1 6, 9 4 0	<u>1 6, 9 4 3</u>	<u>2. 3 0 ha</u>
	住 田 町	2 2, 8 5 7	2 2, 8 5 7	
	釜 石 市	2 9, 2 7 2	2 9, 2 7 2	
	大 槌 町	8, 8 0 0	8, 8 0 0	△ 0. 1 5 ha

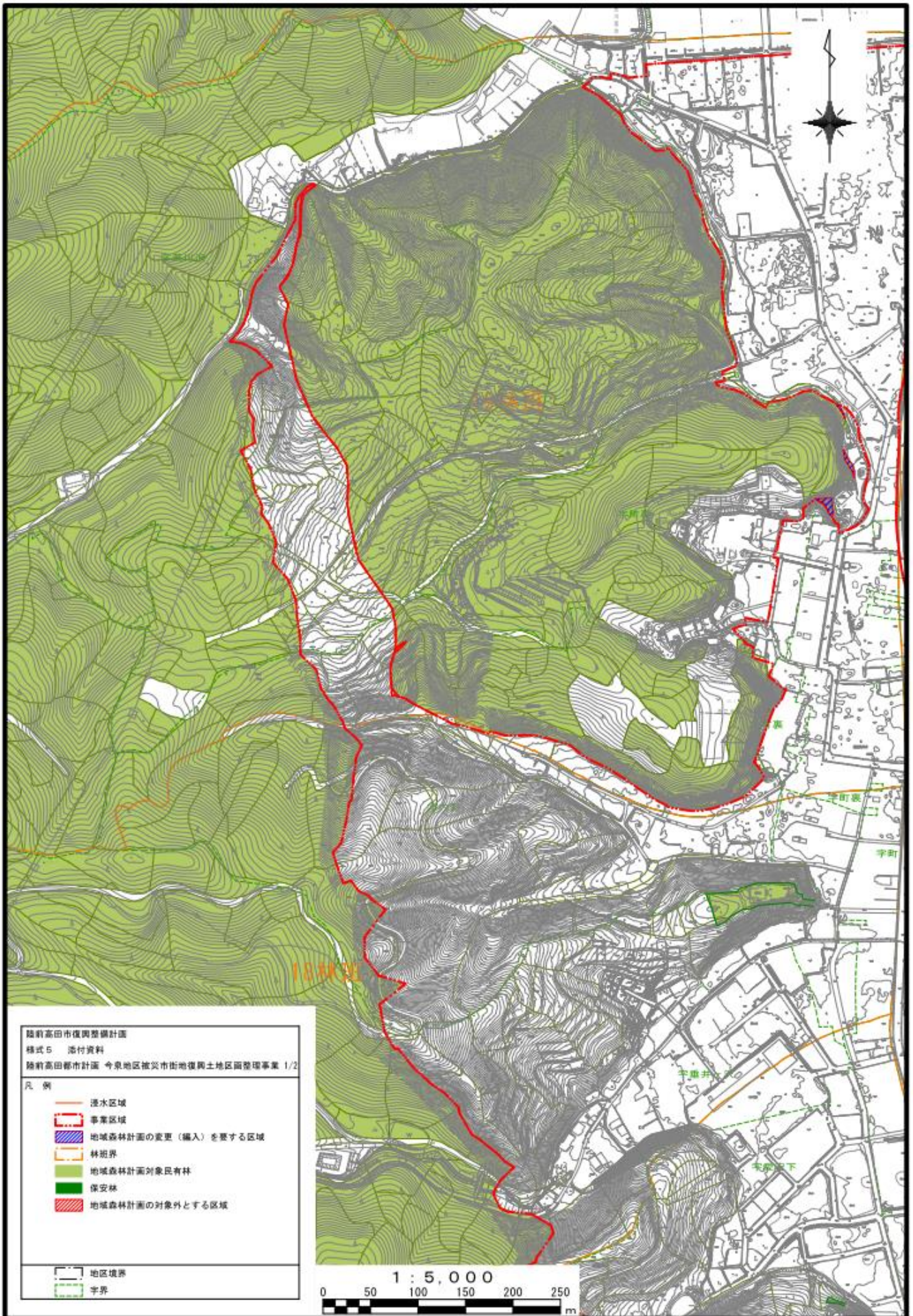
注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

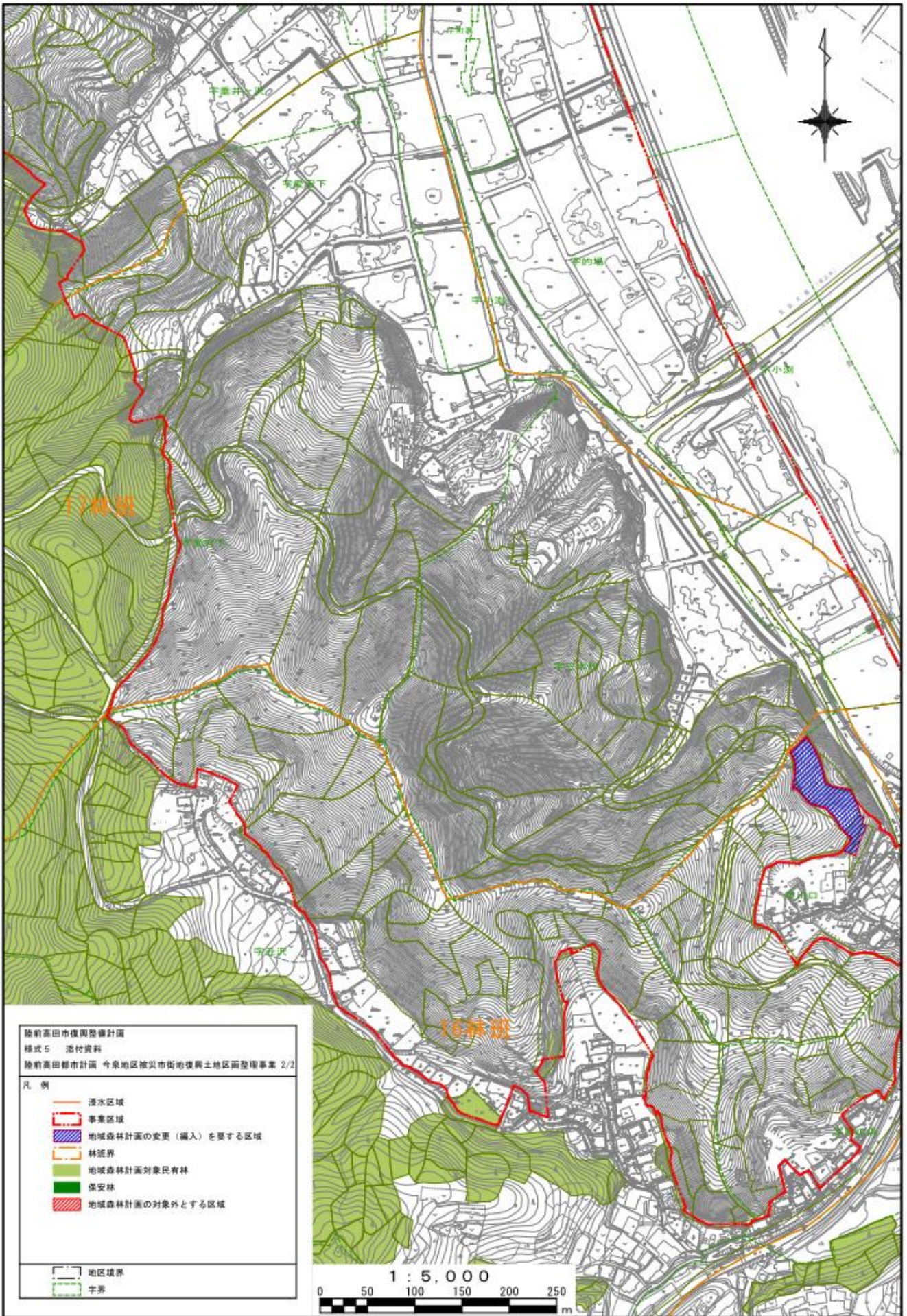
注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

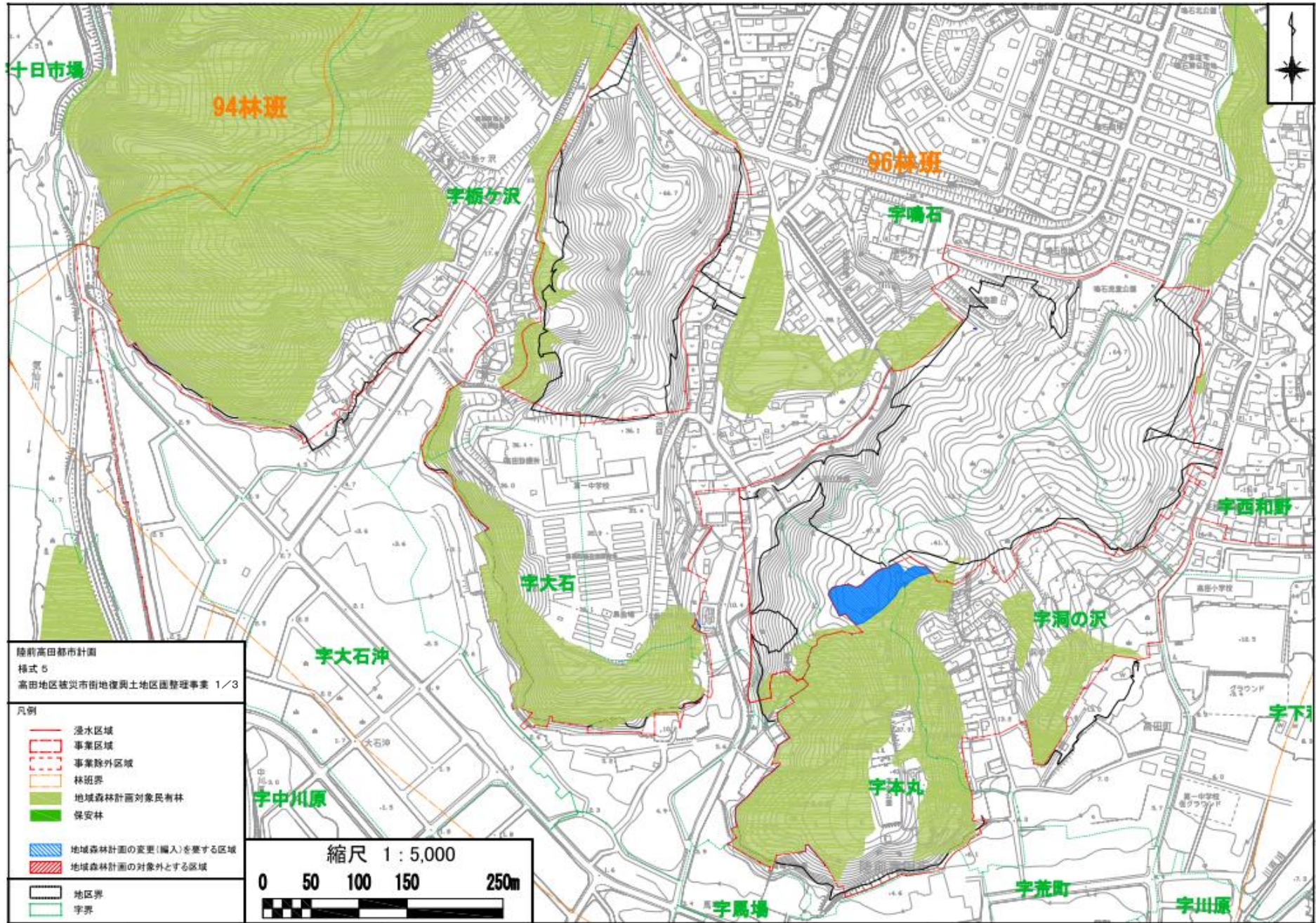
注3 単位未満を四捨五入しているため、変更前後の森林面積及び市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある。

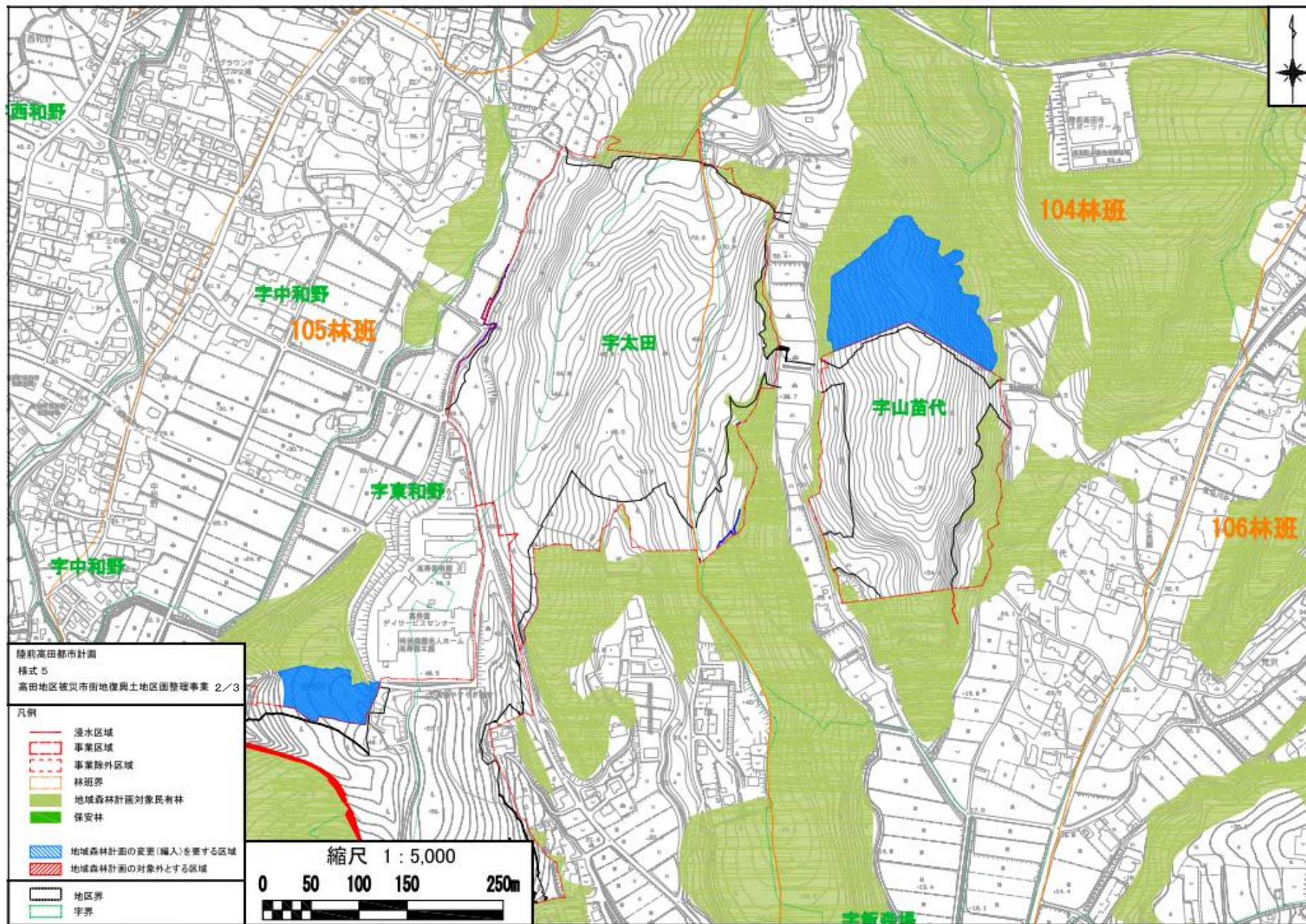
添付書類

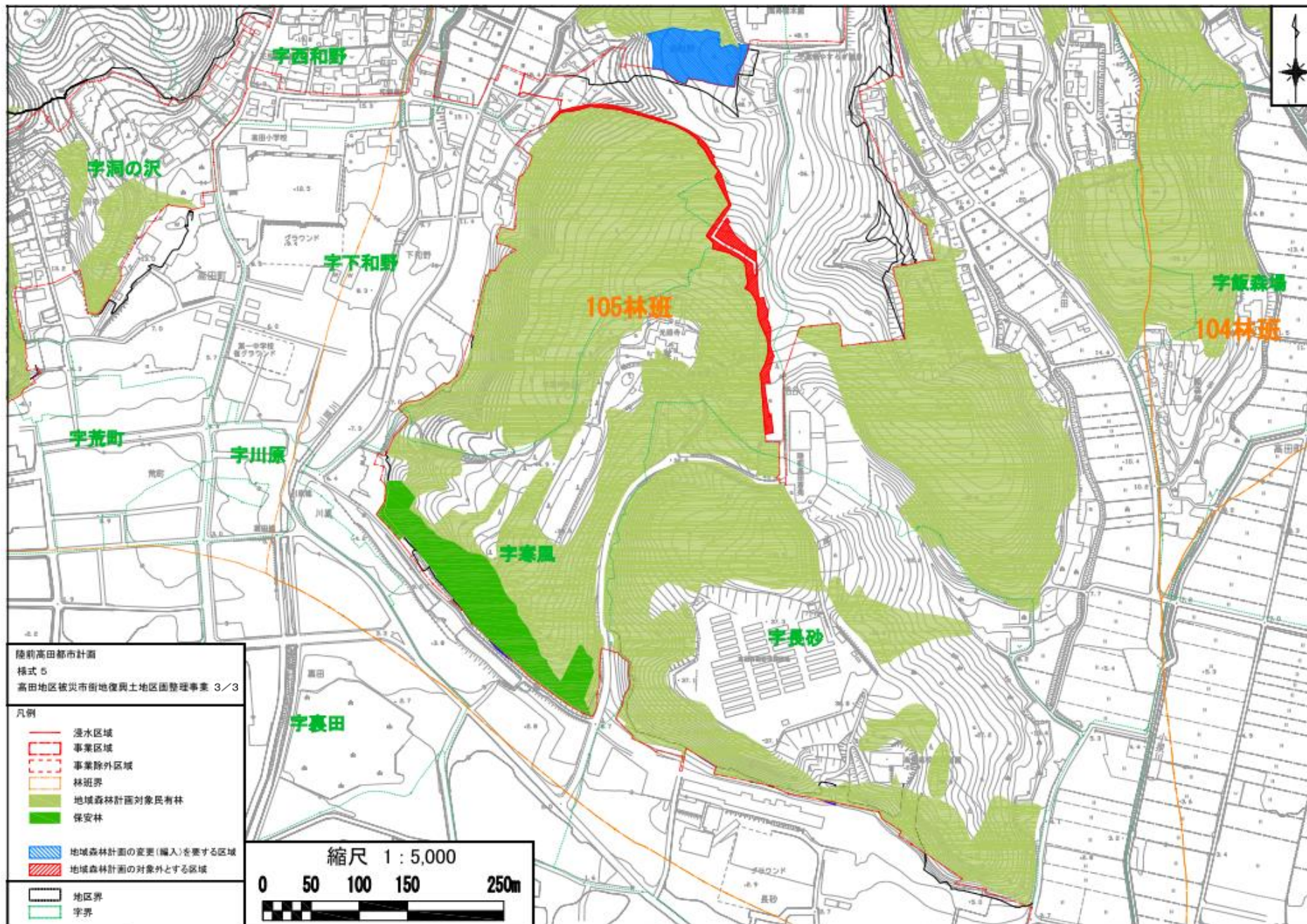
「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。











様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
陸前高田市	気仙町	字荒川沢	132-4他	名称：今泉地区被災市街 地復興土地区画 整理事業 種類：土地区画整理事業	拡大0.35ha	事業区域 112.40ha うち対象森林 0.45ha 拡大 0.37ha 開発行為 0.02ha 残置森林 0.06ha ※面積はCAD求積
		字中井	1			
		字川口	28-1他			
		字内野	62-2他			
		字町裏	46			
陸前高田市	高田町	字洞の沢	65	名称：高田地区被災市街 地復興土地区画 整理事業 種類：土地区画整理事業	拡大1.95ha	事業区域 186.10ha うち対象森林 2.47ha 拡大 2.21ha 開発行為 0.26ha ※面積はCAD求積
		字東和野	37-6他			
		字寒風	56-1他			
		字山苗代	34-1他			
		字本丸	4			

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

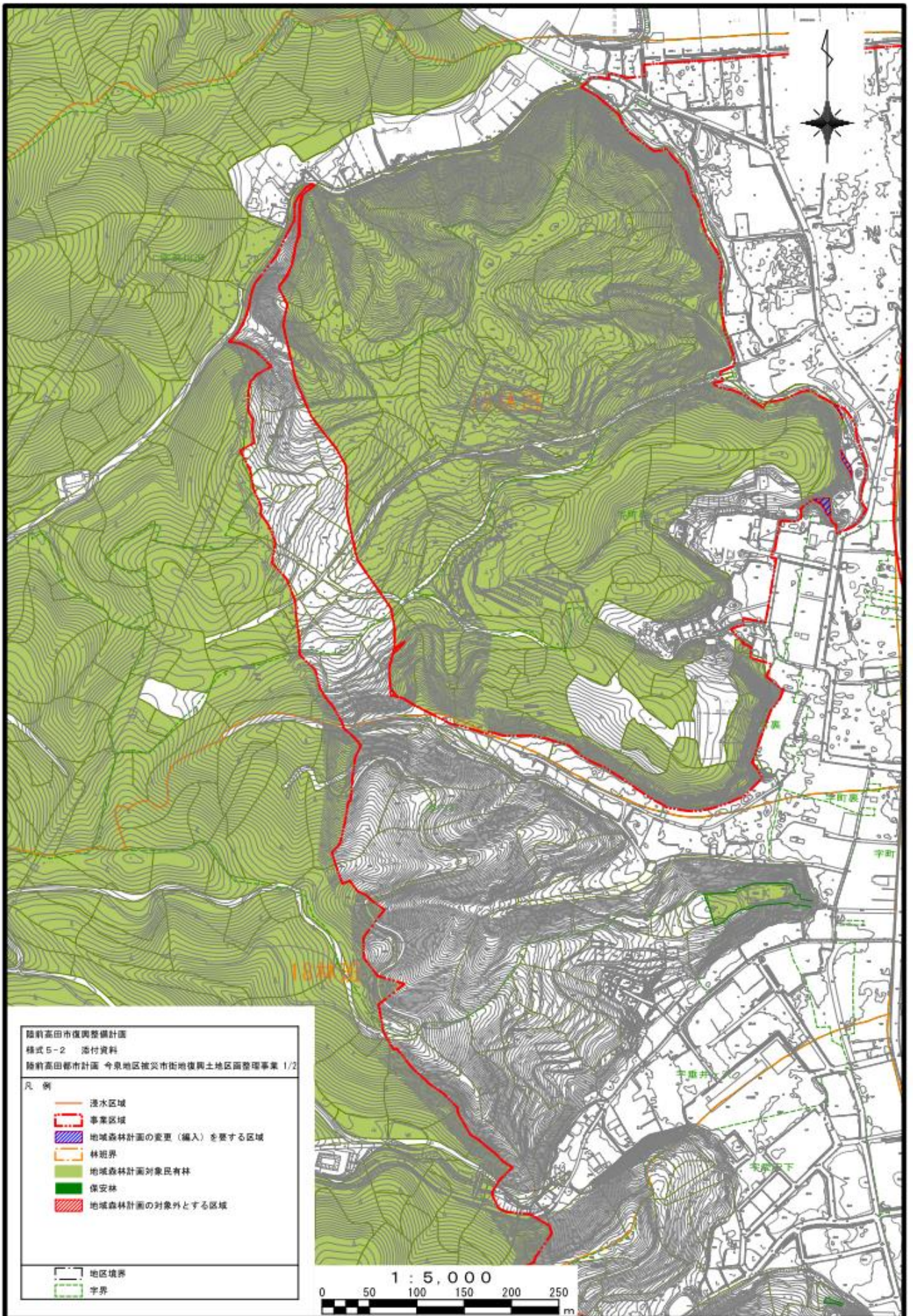
注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

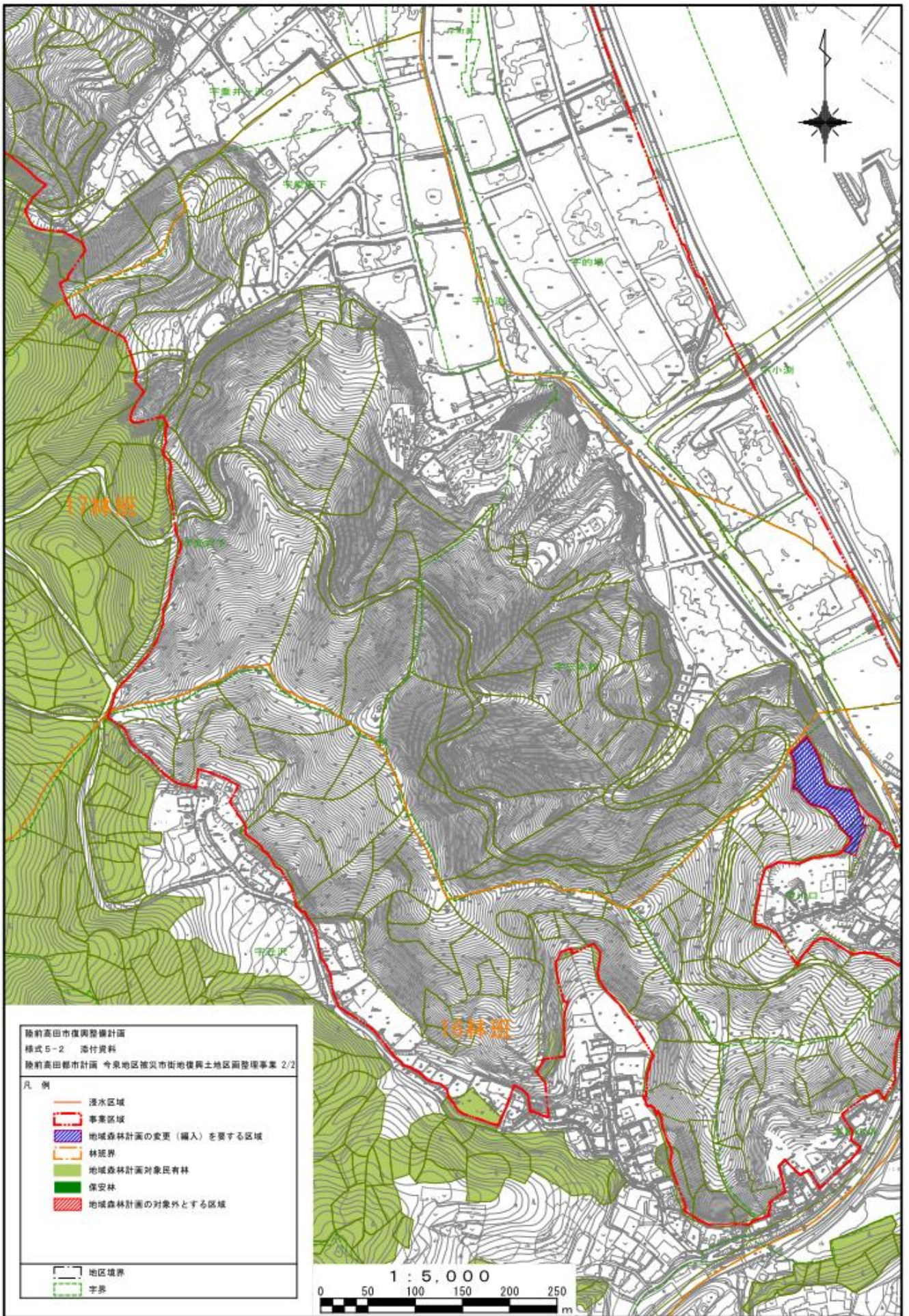
注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面

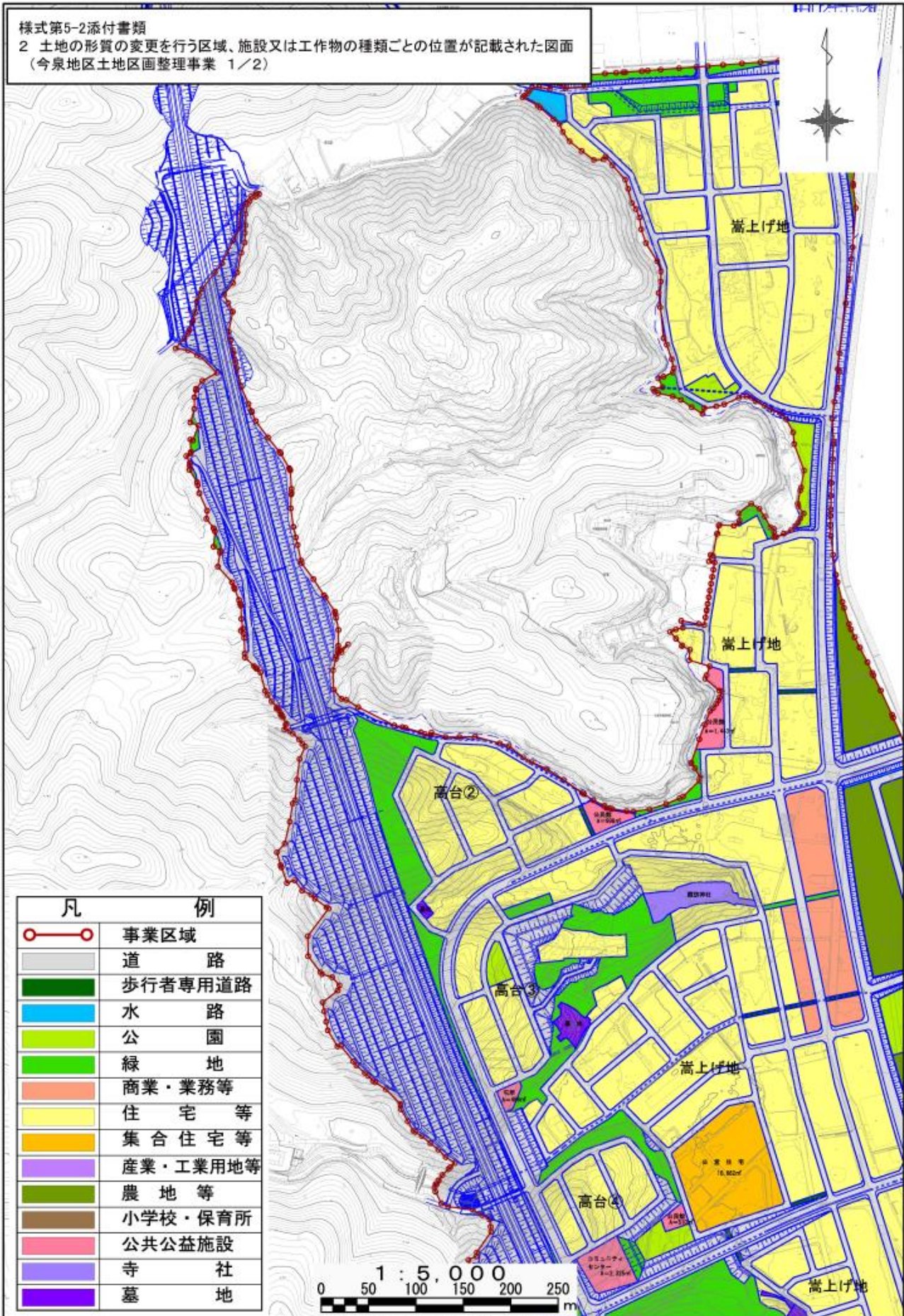






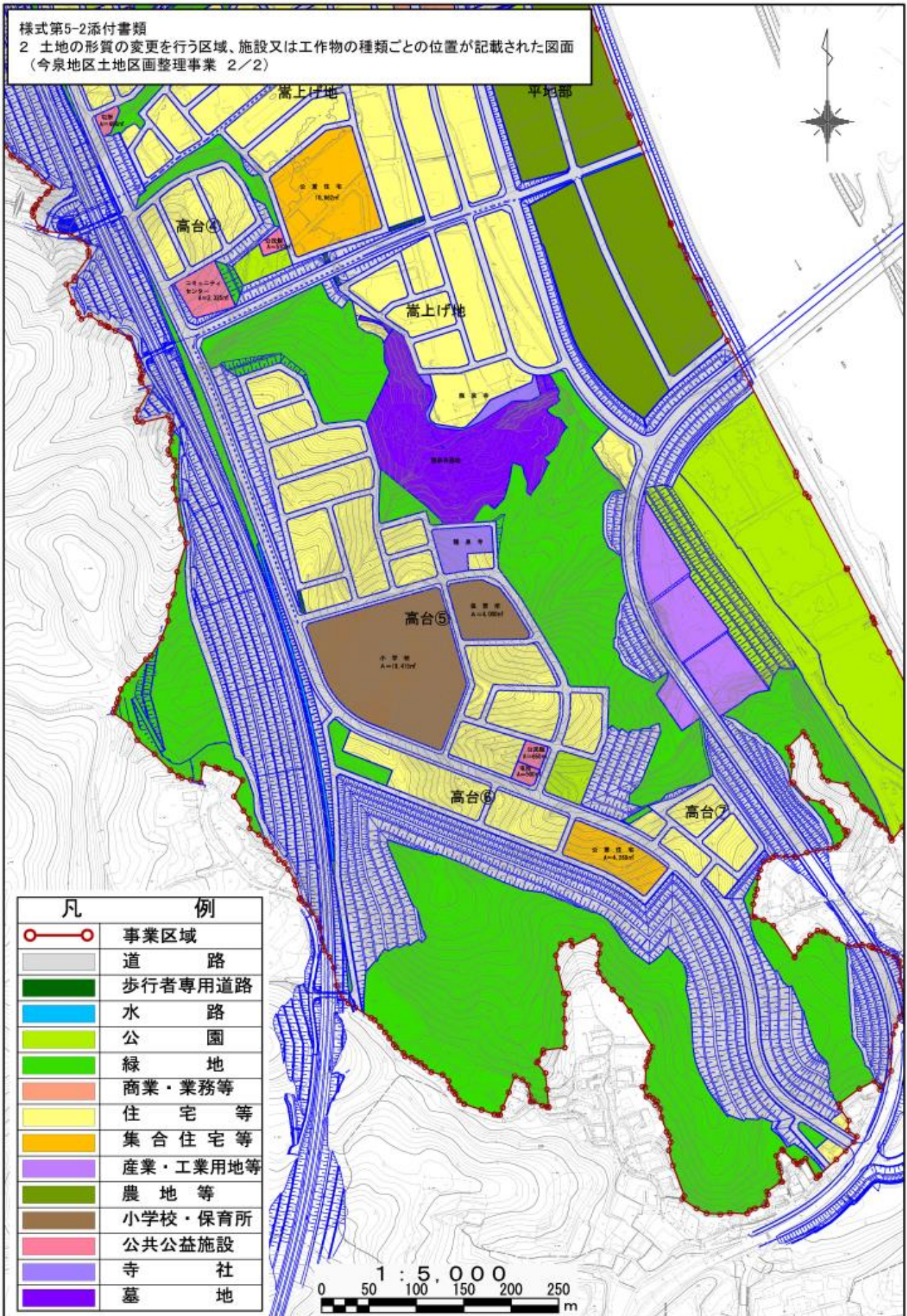
様式第5-2添付書類

2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面  
 (今泉地区土地区画整理事業 1/2)

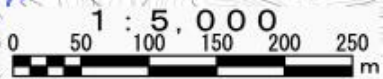


様式第5-2添付書類

2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面  
 (今泉地区土地区画整理事業 2/2)



凡	例
	事業区域
	道 路
	歩行者専用道路
	水 路
	公 園
	緑 地
	商業・業務等
	住 宅 等
	集合住宅等
	産業・工業用地等
	農 地 等
	小学校・保育所
	公共公益施設
	寺 社
	墓 地



## 添付書類

### 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

#### 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の概要（平成26年2月28日事業認可）

##### 1 事業の名称

今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業

##### 2 事業の目的

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた今泉地区において、都市基盤施設及び市街地の整備を行うことによって、住宅等の都市機能の受皿となる基盤を再生し、被災者の生活再建を図るとともに、安全・安心・快適な街づくりを進めることにより震災からの早期復興を図ることを目的とする。

##### 3 施行地区の位置

本地区は、陸前高田市気仙町の北部に位置し、気仙川右岸の市街地及び西側の三陸縦貫自動車道（予定）を含む山林で、北側は農地、東側は気仙川に隣接し、地区南側には国道45号に接している面積約112.4haの地区である。

##### 4 施行地区の区域

陸前高田市気仙町 字三本松、字的場の全部  
字荒川、字田の浜、字荒川沢、字丑沢、字中井、字中ヶ谷、字川口、字内野、  
字町、字垂井ヶ沢、字町裏、字愛宕下、字小淵の各一部

##### 5 人口計画

計画住宅戸数は約560戸と想定し、計画人口約1,600人とする。

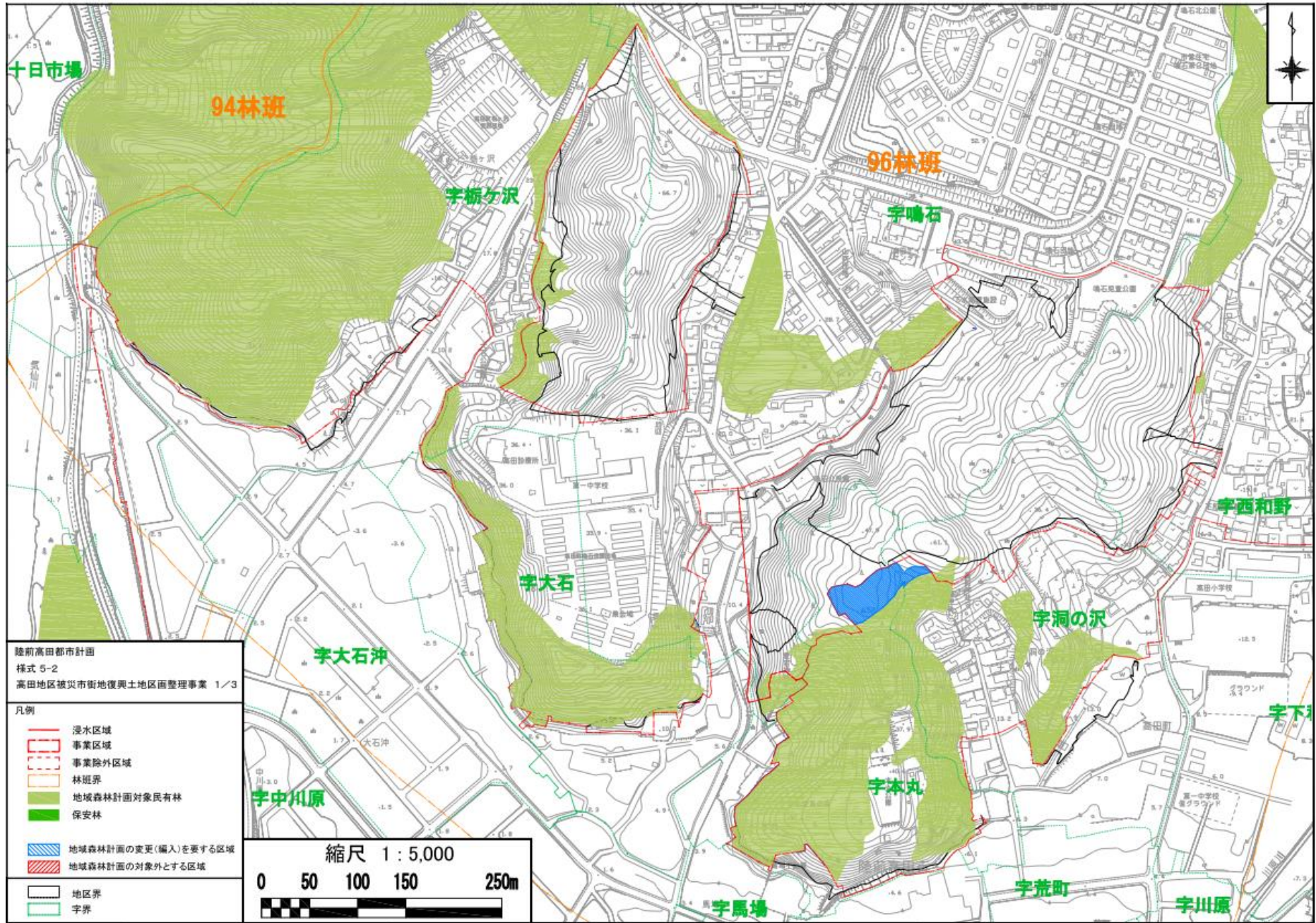
##### 6 施行期間

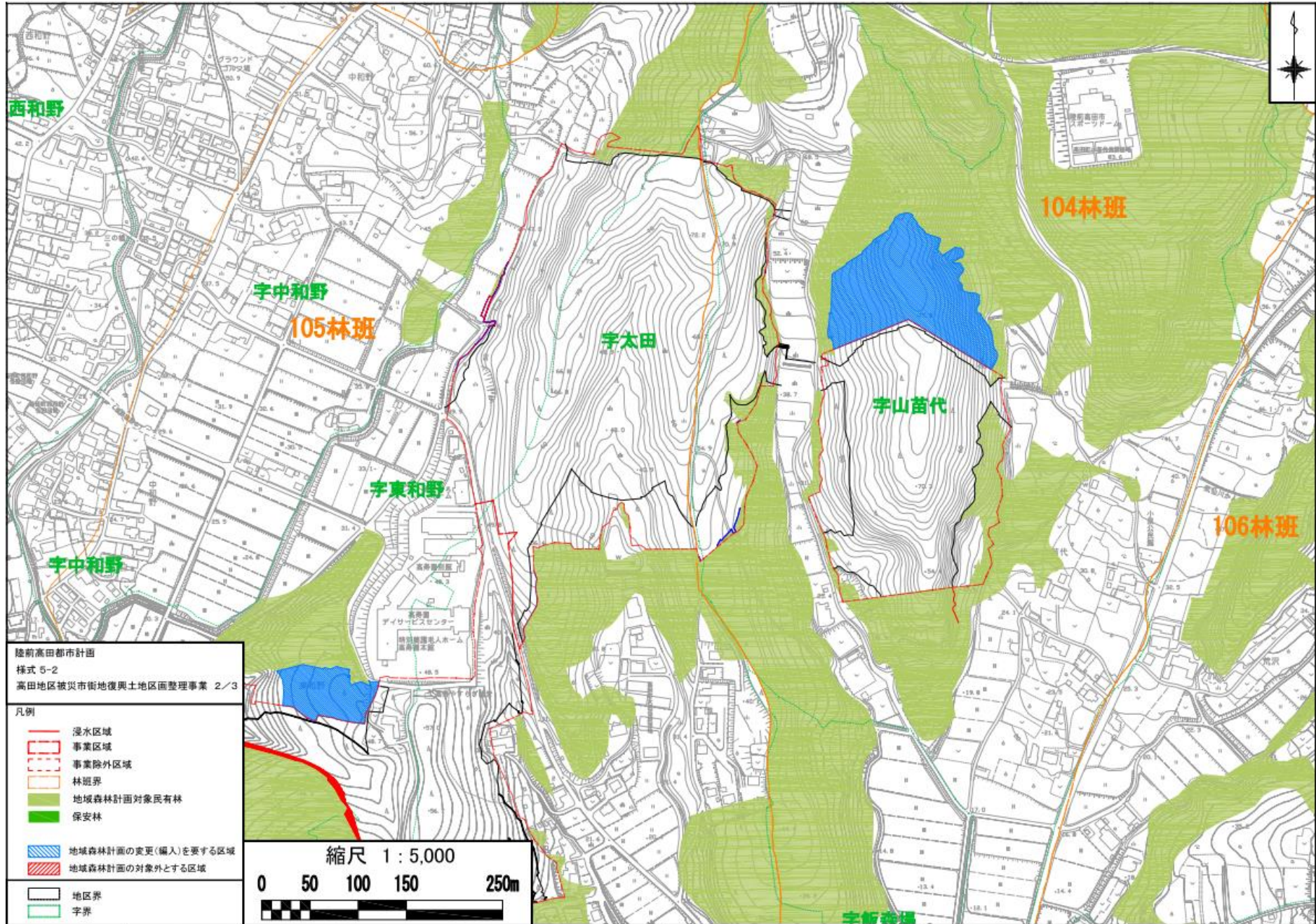
平成24年度～平成30年度

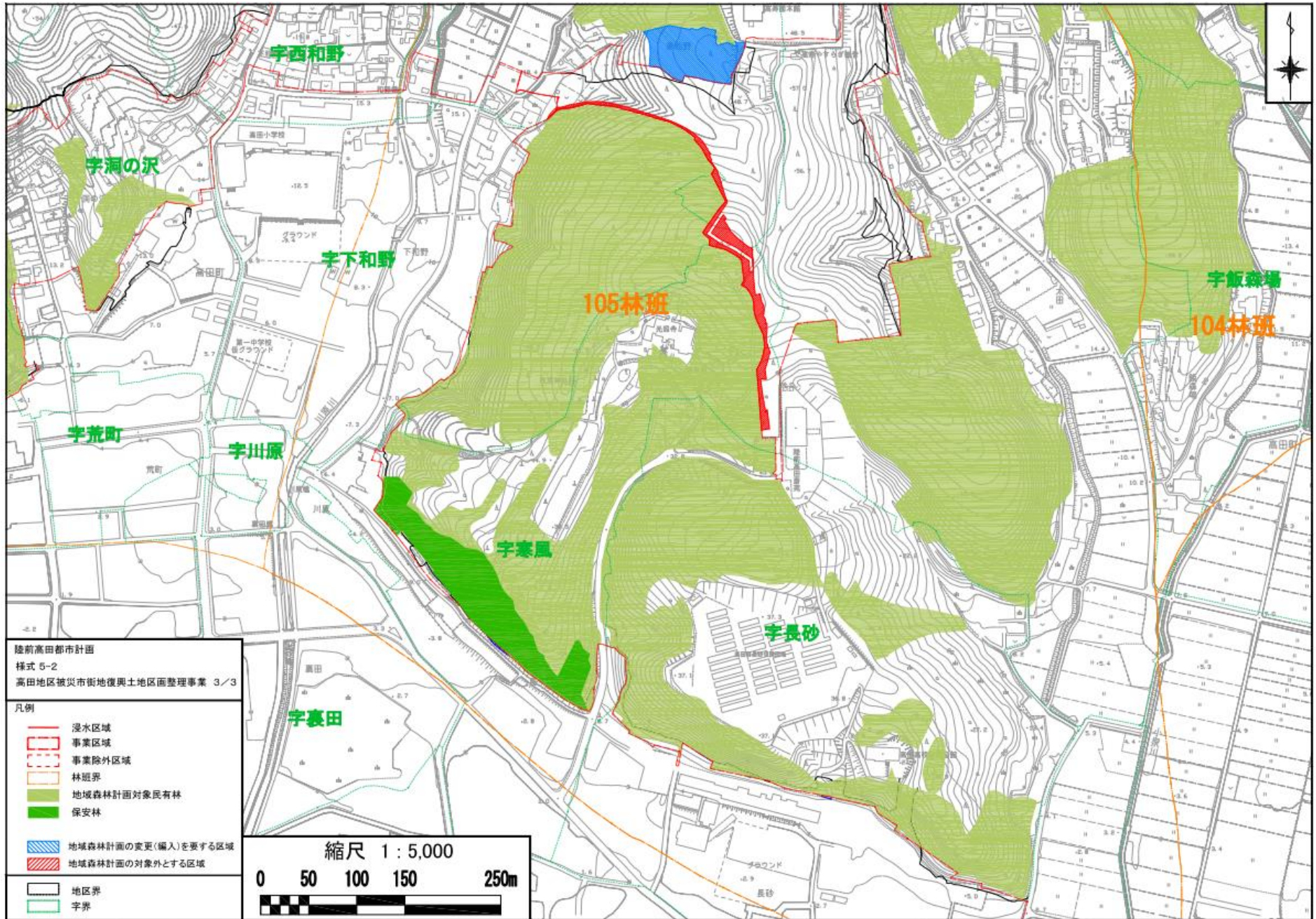
##### 7 土地利用計画

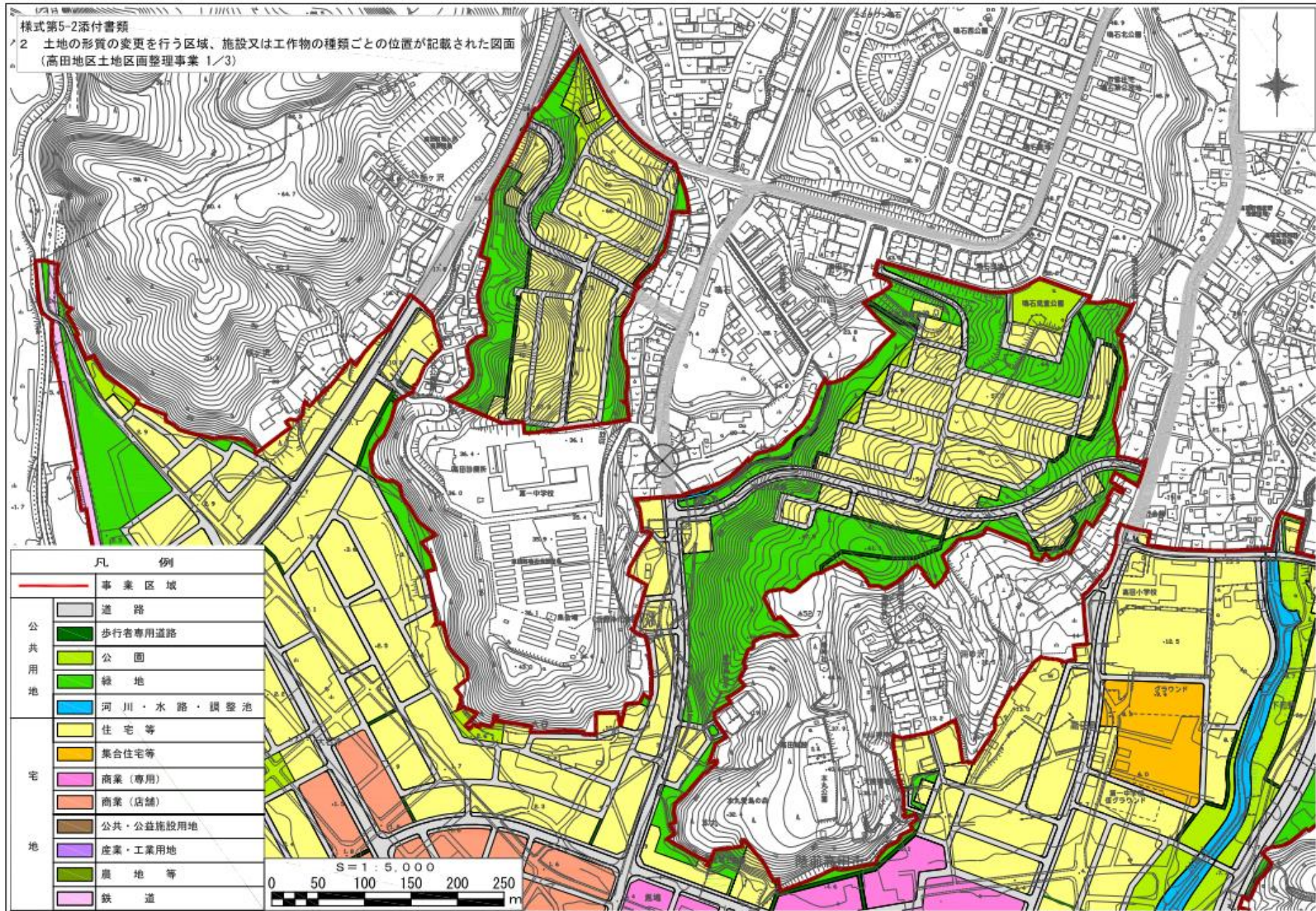
本地区の土地利用計画は、高台部は被災地に近接している高台という立地条件を活かして、地元で安心して住み続けられる被災者の高台移転地として、良好な居住環境を備えた住宅地として計画する。かさ上げ部は、国道340号以西をかさ上げた上で、住宅地等を計画する。国道340号以東の平地部は農地、産業用地等を計画する。

計画に際し周辺の既存住宅地の環境に配慮し、現況地形を極力活かした造成計画を行い、周辺地域への影響が最小限となる計画とする。



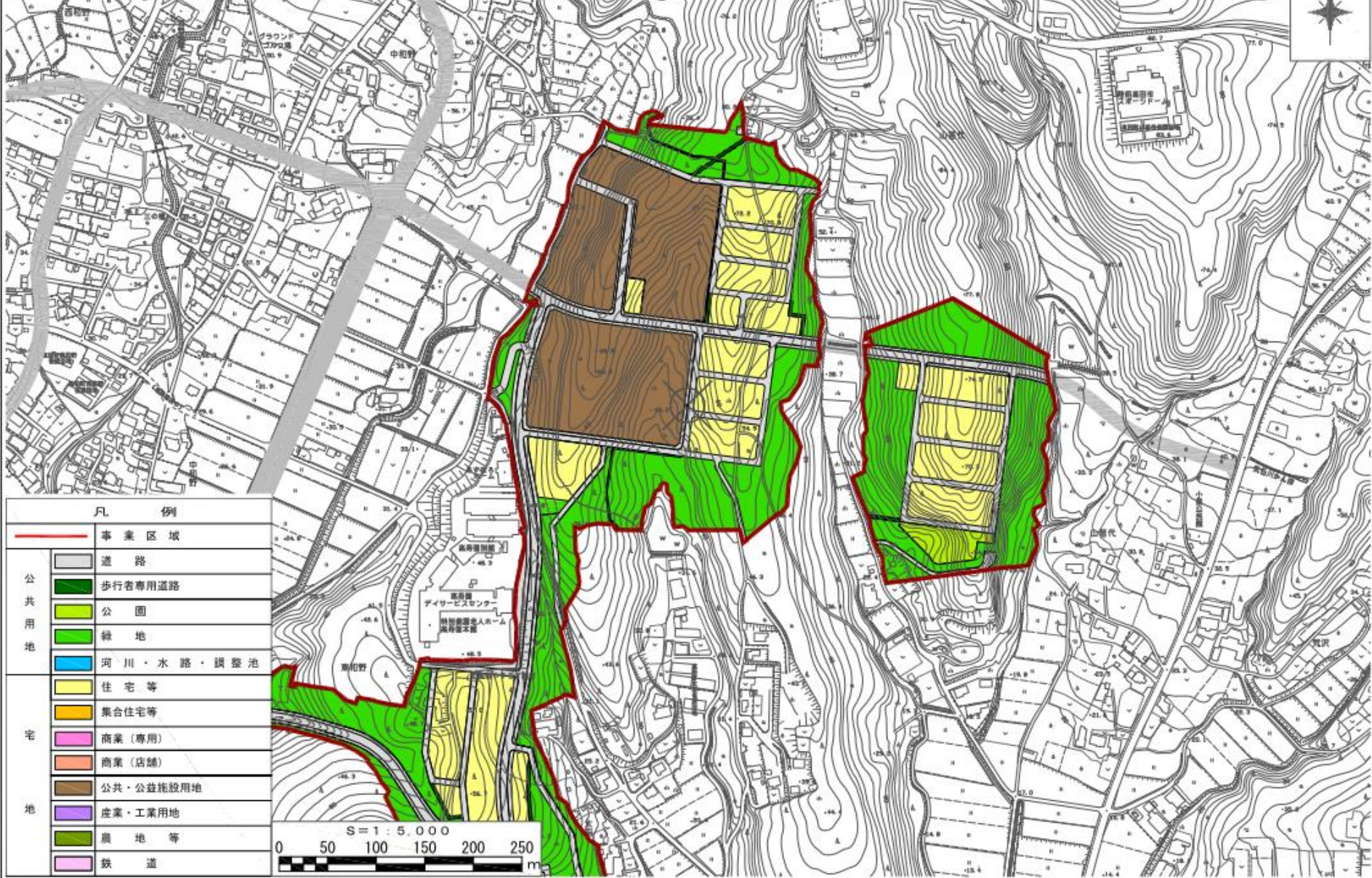








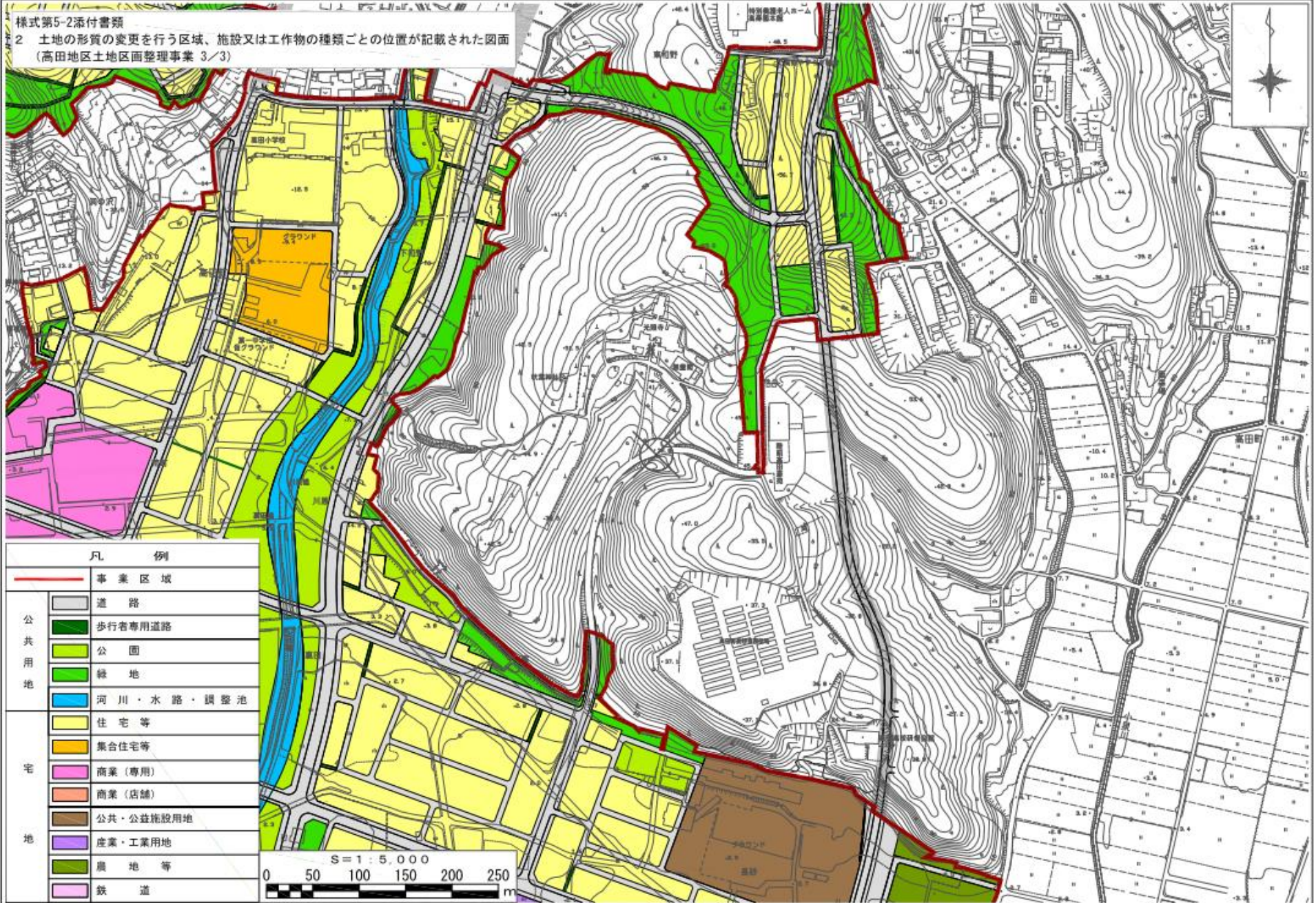
様式第5-2添付書類  
 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面  
 (高田地区土地区画整理事業 2/3)



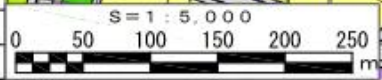
凡 例	
— 事業区域	
公共用地	道路
	歩行者専用道路
	公園
	緑地
宅地	河川・水路・調整池
	住宅等
	集合住宅等
	商業(専用)
	商業(店舗)
	公共・公益施設用地
地	産業・工業用地
	農地等
	鉄道



様式第5-2添付書類  
 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面  
 (高田地区土地区画整理事業 3/3)



凡 例	
— 事業区域	
公共用地	— 道路
	— 歩行者専用道路
	— 公園
	— 緑地
住宅	— 河川・水路・調整池
	— 住宅等
	— 集合住宅等
	— 商業(専用)
	— 商業(店舗)
地	— 公共・公益施設用地
	— 産業・工業用地
	— 農地等
	— 鉄道



## 様式第5-2 添付書類

### 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

#### 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の概要（平成26年2月28日事業認可）

##### 1 事業の名称

高田地区被災市街地復興土地区画整理事業

##### 2 事業の目的

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた高田地区において、都市基盤施設及び市街地の整備を行うことによって、住宅等の都市機能の受皿となる基盤を再生し、被災者の生活再建を図るとともに、安全・安心・快適な街づくりを進めることにより震災からの早期復興を図ることを目的とする。

##### 3 施行地区の位置

本地区は、JR大船渡線以北の平地部と高台部とからなり、平地部と高台部を合わせて、約186.1haの地区である。

##### 4 施行地区の区域

陸前高田市高田町 字大石沖、字砂畑、字裏田、字川原、字森の前、字荒町、字馬場前、字大町、字馬場、字館の沖の全部  
字中川原、字古川、字洞の沢、字下和野、字中田、字栃ヶ沢、字西和野、字中長砂、字鳴石、字中和野、字長砂、字大石、字東和野、字寒風、字太田、字本宿、字山苗代、字中宿、字並杉、字下宿、字本丸、字大隅の各一部  
気仙町 字奈々切、字中堰の各一部

##### 5 人口計画

本地区の計画戸数は1,560戸を想定し、計画人口は約4,300人とする。

##### 6 施行期間

平成24年度～平成30年度

##### 7 土地利用計画

本地区かさ上げ部の土地利用計画は、字下宿付近を除く新たなJR大船渡線より北側をかさ上げたうえで、新たな陸前高田駅の北側を商業・業務施設の集積地とし、その周辺に住宅地、公益的施設を計画する。東側の3・4・3大石沖脇の沢線沿線には工業用地を計画する。当該駅南の平地部は、公益的用地、工業用地を計画する。

本地区高台部の土地利用計画は、高台移転予定地となる住宅地、小学校、病院、保健福祉施設を計画する。計画に際し周辺の既存住宅地の環境に配慮し、現況地形を極力活かした造成計画を行い、周辺地域への影響が最小限となる計画とする。